

川崎市教育委員会教育長訓令第2号

事務局各課

各教育機関

川崎市立学校公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

川崎市教育委員会教育長 小田嶋 満

川崎市立学校公文書管理規程の一部を改正する訓令

川崎市立学校公文書管理規程（平成１５年川崎市教育長訓令第４号）の一部を次のように改正する。

第４条第４項中「１名」を削る。

第２１条の次に次の１条を加える。

（電子正本化等の対象とならない公文書）

第２１条の２ 規則第５条の２第１項及び第１０条第２項ただし書に規定する教育長が別に定めるものは、次に掲げる公文書とする。

- （１）電子正本化等により保存の方法に係る法令等の規定に抵触するもの
- （２）電子正本化等により原本としての効力を有しなくなるおそれがあるもの
- （３）現に係属している訴訟、審査請求その他の争訟に関係するもの
- （４）歴史的文化的価値があると認められるもの

附 則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。